

一般団法人東京都総合組合保健施設振興協会

個人情報保護管理規程

(目的)

第 1 条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知）、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知）及び一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下「協会」という。）定款第47条の規定に基づき、個人情報の重要性に鑑み、当協会における健康保険組合等の被保険者・被扶養者及び都民（以下「被保険者等」という。）の個人情報の漏えい・紛失・改ざん・誤記録等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(管理組織)

第 2 条 この協会に個人情報取扱責任者を置き、常務理事をもってこれに充てる。

2 前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、会長が別に定める。

(個人情報取扱責任者の責務)

第 3 条 個人情報取扱責任者は、個人情報保護の徹底が図られるよう、この協会の役職員に対する教育訓練、各種安全対策の実施、個人情報に関する開示請求や苦情処理、外部委託業者の監督等を適切に行い、会長など役員とともに、その責任を負うものとする。

また、個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理すること。

(守秘義務)

第 4 条 役職員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報の管理)

第 5 条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の保管場所については、常時施錠し、その鍵の管理は個人情報取扱責任者が行う。

2. 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並び

に故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため、必要な事項に関しては、会長が別に定める。

(教育訓練)

第 6 条 個人情報取扱責任者は、役職員の採用にあたり、個人情報保護の重要性について理解し、遵守の徹底が図られるよう必要な研修を行うほか、随時、役職員に対し、個人情報保護に関して必要な研修を行う。

(個人情報の廃棄及び消去)

第 7 条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄、又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、会長が別に定める。

(外部委託)

第 8 条 この協会の被保険者等の個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

- ① 個人情報保護法を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。
また、契約期間終了後においても同様であること。
- ② 被保険者等の個人情報を、この協会の事業目的以外に利用しないこと。
- ③ 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- ④ 被保険者等の個人情報の漏えい等により、損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。
- ⑤ この協会の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができること。
- ⑥ 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- ⑦ この協会との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。

(監 査)

第 9 条 監事は、個人情報保護の徹底に関して、監査を毎年 1 回実施する。

- 2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第10条 この協会の役職員は、被保険者等の個人情報の漏えい等により、被保険者等又はこの協会に損害を及ぼしたときは、賠償の責を負う。

(懲戒)

第11条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、職員就業規則に基づき、懲戒する。

- 2 役員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、懲戒する。
なお、懲戒の種類等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(常勤)

- ① 解任 … 定款に基づき、解任する。
- ② 停職 … 一定の期間を定めて出勤を停止し、将来を戒める。
ただし、この期間の給与は支給しない。
- ③ 減給 … 給与の一部を減じ、将来を戒める。
- ④ 戒告 … 厳重に注意し、将来を戒める。
- ⑤ 訓告 … 厳重に注意する。

(非常勤)

- ① 解任 … 定款に基づき、解任する。
- ② 戒告 … 厳重に注意し、将来を戒める。
- ③ 訓告 … 厳重に注意する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、開示等に係る手続等及び苦情処理に関し必要な事項等は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成17年4月19日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程の改正は、協会移行認可の登記した日（平成24年4月1日）から施行する。